

諮問日：令和4年6月22日（令和4年度（情）諮問第10号）

答申日：令和4年10月19日（令和4年度（情）答申第22号）

件名：釧路地方裁判所における事務分配規程の一部不開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「事件分配規程（最新のもの。）」の開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が、「釧路地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和4年度における裁判事務の分配等に関する規程」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、釧路地方裁判所長が令和4年4月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

同時にした他裁判所に対する開示申出においては、原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）については概ね開示となっていることから、判断の統一化が必要である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分には、令状請求事件及び被疑者国選弁護士選任請求事件を担当する裁判官の割当日についての情報が記載されている。

苦情申出人は、同時にした他裁判所に対する開示申出においては本件不開示部分については概ね開示となっている旨主張する。

しかし、本件不開示部分を公にすると、令状請求事件及び被疑者国選弁護士選任請求事件を担当する裁判官の割当日が明らかとなるため、これらの事件の

請求権を有する捜査機関等を含む裁判所外の者において、担当裁判官を推測した行動決定をする契機となるおそれがある。そして、このようなおそれがあること自体が、ひいては、令状請求事件及び被疑者国選弁護人選任請求事件における裁判の公正に疑義を生じさせるものであって、裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件不開示部分に記載された情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年6月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月9日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年10月14日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、釧路地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和4年度における令状請求事件及び被疑者国選弁護人選任請求事件を担当する裁判官の割当日についての情報が記載されていることが認められる。

本件不開示部分を公にすると、釧路地方裁判所及び管内簡易裁判所の令状請求事件及び被疑者国選弁護人選任請求事件を担当する裁判官の割当日が明らかになり、これらの事件の請求権を有する捜査機関等を含む裁判所外の者において、担当裁判官を推測することを可能にし、その推測によって様々な行動をする契機となるおそれがあると認められる。そして、このようなおそれがあること自体が、ひいては、令状請求事件及び被疑者国選弁護人選任請求事件における裁判の公正に疑義を生じさせるものであって、裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえることができる。したがって、これらの情報は、法

5条6号に規定する不開示情報に相当する。

苦情申出人は、同時にした他の裁判所に対する開示申出においては本件不開示部分については概ね開示となっている旨主張するが、本件開示申出に係る文書についての不当をいうものではないから、苦情申出人の上記主張を採用することはできない。

2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子